

押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

令和4年3月7日

京都市人事委員会
委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第2号

押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第1条 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「記名押印」を「記名」に改める。

第38条第3項中「記名押印」を「記名」に改める。

様式第1号、第2号、第3号注以外の部分、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号注以外の部分中「㊟」を削る。

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第2条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を次のように改正する。

別記様式中「(氏名) 某」を「氏名」に改め、「㊟」を削る。

(京都市職員の定年等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分、第2号様式注以外の部分及び第3号様式注以外の部分中「印」を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分100以内」を「100分の100以内」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「印」を削る。

(京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第5条 京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式中「印」を削る。

(京都市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第6条 京都市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求

に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「記名押印」を「記名」に改める。

(京都市任期付職員の採用に関する規則の一部改正)

第7条 京都市任期付職員の採用に関する規則の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式及び第3号様式中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、委員長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(人事委員会事務局)